

倉庫業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業の許認可等に係る標準処理期間について

倉庫業	
倉庫業の営業の登録（第3条）	
国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月
倉庫の施設及び設備等の変更登録（第7条第1項）	2か月
発券倉庫業者の営業の譲渡及び譲受の認可（第18条第1項）	
国土交通大臣権限	3か月
地方運輸局長権限	2か月

貨物利用運送事業	
第一種貨物利用運送事業の登録（第3条第1項）	2～3か月
第一種貨物利用運送事業の変更登録（第7条第1項）	1～2か月 ※1
第二種貨物利用運送事業の許可（第20条）	3～4か月
事業計画及び集配事業計画の変更の認可（第25条第1項）	2～3か月 ※2
第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（第29条第1項）	2～3か月
第二種貨物利用運送事業の合併及び分割の認可（第29条第2項）	2～3か月
第二種貨物利用運送事業の相続の認可（第30条第1項）	2～3か月

（備考）他の地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）を經由して申請される事案又は他の地方運輸局長へ照会する必要のある事案に係る標準処理期間は、上記標準処理期間に1か月追加したものとする。

※1：利用運送機関の種類の変更に係るものは、2か月～3か月

※2：利用運送機関の種類の変更に係るものは、3か月～4か月

貨物自動車運送事業	
一般貨物自動車運送事業の許可（第3条）	3～4か月
一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可（第9条第1項）	
運輸支局長等の権限に係るもの	1～2か月
その他のもの	1～3か月
貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可（第9条第1項）	1～3か月
一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可（第30条第1項）	
国土交通大臣権限に係るもの	2～3か月
地方運輸局長権限に係るもの	1～2か月
一般貨物自動車運送事業たる法人の合併又は分割の認可（第30条第2項）	
国土交通大臣権限に係るもの	2～3か月
地方運輸局長権限に係るもの	1～2か月
一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可（第31条第1項）	
国土交通大臣権限に係るもの	2～3か月
地方運輸局長権限に係るもの	1～2か月
運輸支局長等から地方運輸局長への進達	5～10日